

第3回
トラック輸送における取引環境・労働時間改善
青森県協議会

日 時：平成28年3月7日（月曜日）
13：00～15：00

場 所：青森県トラック協会研修センター 2階 中研修室

◎開 会

【葛西事務局長】

ただいまより、第3回トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

前回に引き続き、座長にバトンを引き継ぐまでの間、進行を進めさせていただきます、青森県トラック協会事務局長の葛西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本協議会の委員は、委員名簿、また本日の出席者は出席者名簿のとおりとなっております。

本日は、委員の異動がございましたので、今回新たに委員になられた方のお名前を読み上げる形でご紹介させていただきます。

全日本運輸産業労働組合青森県連合会執行委員長、三上雅仁様でございます。（「ただいまご紹介いただきました運輸労連で委員長をやっています三上です。よろしくお願いいたします」の声あり）前執行委員長山内裕幸様からの交代となります。

また、本日、行政機関からは青森労働局労働基準部長、奥野正和様。（「奥野と申します。よろしくお願いいたします」の声あり）

東北運輸局次長、七尾英弘様。（「七尾でございます。よろしくお願いいたします」の声あり）ご出席いただいております。

三菱製紙株式会社八戸工場様におかれましては、前回田代様の代理出席でございましたが、本日は難波 誠様の代理出席となっております。（「三菱製紙の難波でございます。よろしくお願いいたします」の声あり）

次に、配付資料を確認させていただきます。

上から議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図とございます。また資料1「第3回中央協議会の概要」、資料2「トラックドライバーの労働時間等のルールの概要」、資料3「トラック輸送状況の実態調査結果（青森県版）」、資料4「トラック輸送状況の実態調査結果とパイロット事業について」、資料5「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業の実施について《通達》」、資料6「実態調査結果とパイロット事業の着眼

点について」。

また、参考資料といたしまして、「トラック輸送における長時間労働の実態調査結果（全国版）概要」、「運送事業者の皆様へ《雇用関係助成金のご案内》」以上が本日の資料でございます。

不足等ございましたら、会議の途中で結構でございます。事務局にお申しつけくださいませ。

◎挨拶

【葛西事務局長】

それでは、協議会の開催に当たりまして、七尾東北運輸局次長よりご挨拶申し上げます。

◎開会挨拶

【七尾東北運輸局次長】

ただいまご紹介いただきました東北運輸局次長の七尾でございます。よろしくお願いいたします。

このトラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会は中央と各県で開催されておりまして、私も東北運輸局の管内では6県で開催をしております。青森県と宮城県は、この中でトップバッターで今日開催されている状況でございます。3回目の協議会ではございますが、そもそも今年度から始まったこの取り組みは、国土交通省と厚生労働省さんが今一緒になって、こういう取り組みをする。同時にそれぞれの荷主の方、運送業者の方々がタイアップしてやるという非常に画期的なものと感じております。私も二十数年前に、貨物流通企画課、今でいいますと、物流政策課になるのかもしれませんが、その補佐をしておりまして、そのときにもいろいろな物流効率化ですとか、物流改善の取り組みというのをやった覚えがございます。その時から、そういう形でタイアップして、いろいろな事業者さんや労働組合の皆さんも含めて、みんなで改善方策を考えていくことはできないものかなと思ったのですけれども、なかなか壁があって、実現に至らなかったという思いもございます。今回、こういう形で開催して、来年度パイロット事業に取り組むということになります。非常に素晴らしい取り組みだと思っております。皆さん大変お忙しい中、恐縮でございますが、引き続きおつき合いのほどをいただければと思います。

3回目の中央協議会は、2月19日に開催されたものですが、トラック輸送状況の実態調査結果ですとか、昨年末に設置した下請等中小企業の取引状況の改善に関する関係部署

との連絡会議等について報告がございました。さらに、パイロット事業の運賃、料金など意見交換を活発に行われたと承知しております。各県協議会に対する協力要請としては、当県の実態調査の分析結果というのをしっかり報告をし、その報告を踏まえて、来年度から実施のパイロット事業の対象となる課題ですとか、発、着荷主を含めた対象集団についての議論を期待しているということがございます。今回の協議会で、パイロット事業の方向性をひとつ打ち出せたらと考えている次第でございます、引き続き皆さんの活発なご議論をお願いしたいと思います。

今日はどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

◎座長挨拶

【井上座長】

今日もよろしくお願いいたします。

前回、12月の第2回協議会では、荷主の方、それから運送事業者の方、それからドライバーの方、各経済主体からお話を伺いまして、各経済主体からの取引交渉過程でさまざまなトレードオフの関係が重層的で、連鎖的で、複雑に絡み合っているということを再確認したところでもあります。特に運送業者の方にとっては、前方の対外的な荷主との取引等にかかわる交渉、それから後方の対外的な従業員の方々との労働条件に関する交渉だけではなくて、同業者さんとの競争、さらにはそれにアウトサイダーまで水面下で加わっての競争ということで、実に大変なんだなという実感を受けたところでもあります。

こうした過当競争とも言えるような状況への配慮としまして、10年ほど前に展開されました規制緩和の影響を挙げる事業者も出てきておもしろい。当然でありましょうけれども、どんな政策にも功罪両面ありまして、すぐにどうこうするということはできませんけれども、またそのほかに自動車税の関連税の減税を主張する事業者の方もあれば、あるいは、正規の事業者へのコスト等の割引制度を主張される方もありまして、各々もつともなことだと思って伺っておりました。

ただ、これらは、私ども意見として議事録に残して、中央に伝えて、これからの政策の見直しや、あるいは新たな制度の導入への材料としていただく以外にないわけでありまして、私どもとしては、できるところから手をつけなくちゃいけないと思っております、問題は複雑で、論点は多岐にわたるんですけれども、青森という土地柄で、一番何から手をつけなくちゃいけないのかというのをみんなで議論いたしまして、そこから着手する以外にはないのではないかと

というのが前回の議事録を読んだ感想であります。

それで、これは先走ったことになるかもしれませんが、私はいろいろなペーパーを読みまして、まず、青森県のトラック労働者の方々の拘束時間、労働時間の短縮をまず進めなければなという印象を持っております。先ほど、七尾次長のお話にもありましたけれども、1月ほど前、2月19日に、第3回中央協議会が行われたわけですけれども、そこで出された資料を皆様はもうお読みになったかもしれませんが、その中で、労働基準監督署の臨検検査の監督指導例が出てまいりまして、私は大変驚いたんですが、いろいろな長時間労働改善基準を上回る長い拘束時間の事例としまして、デジタルタコグラフと営業日報等の内容を詳細に検討したら、1人の運転手が1カ月間に500時間拘束されていたという話が出てきてまして、私たちは1カ月で持っている時間は720時間から730時間ぐらいですから、その500時間拘束するというのはどういうことなんだろうというふうに思ったんですけれども、当然、是正勧告が出まして、翌月にはあっという間に400時間まで短縮されたということがあったそうなんですけれども、こんなことをやっていると、将来若年労働者の方は、この業界に入ってこなくなるといようなこともあり得るわけで、それが続けば、最終的には、本当いうと、アウトサイダーだけ生き残って、労務倒産もあり得るわけです。

今、建設業界でも一部では労務倒産に近い状況が出ておりますし、それから私が若いときには、1980年前後ですけれども、エレクトロニクス産業が、黎明期には、鉄鋼業から大分労働力が移動しまして、繊維産業、特にテキサイのほうで労務倒産、あるいは人手不足による廃業というのが相次いだ時期があったんです。業界としてそうならないようなことを考えていかなくちゃいけないと思いながら、前回の議事録を読んでいたところであります。

私としましては、ドライバーの方々の賃金や給与水準を維持しつつ、つまり下げないという就業を考えながら、拘束時間、取り分け労働時間を短縮する。つまり労働生産性を上げる。一定時間で生み出す価値額を上げる。これをやらないと、労働力不足の慢性化というのは解消しないだろうという印象を持っております。いろいろなやり方があると思いますけれども、特に、いわゆる手待ち時間や、荷役作業時間の短縮ですとか、効率化ですとか、合理化、は当然のことながら、発荷主や着荷主の方の協力も必要でありましょう。ぜひ、青森の地でよい知恵を出し合っていただきたいと思っております。

それでは、早速議事に入ってまいりたいと思いますが、その前に、今日の議事の進め方につきまして、あらかじめご説明申し上げたいと思います。

議題の1「中央協議会の概要」及び議題2「トラック運送状況の実態調査結果について（青

森県版)」を事務局から一括してご報告いただきたいと思います。その後、皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思います。

その後になります、議題3「パイロット事業」について事務局からご説明いただいた後、委員の皆様からご意見、ご質問を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議 事

- ① 第3回中央協議会の概要（報告）
- ② トラック輸送状況の実態調査結果について

〔事務局より資料1、説明〕

〔事務局より資料2、3、説明〕

【井上座長】

どうもありがとうございました。今、「中央協議会の概要」とそれから、「青森県版のアンケート調査の結果」につきまして、ご説明をいただきましたが、この2つにつきまして、一括して委員の皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、お手を挙げて、ご発言をお願いしたいと思います。

かなり青森県の場合には、拘束時間、労働時間が長いといったような話ですが、そのほか、手待ち時間の発生割合が発荷主で57.5%、着荷主で42.5%と、着荷主のほうが少ないですね。時間は長いというのが紹介されました。全国のほうの資料を読みましたら、中には、着荷主のところを持って行って、積み降ろしまで10時間待たされといったような話も出てきて、これは深刻だと思った次第ですが、いかがでいらっしゃいますでしょうか、皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思います。

（特に意見なし）

- ③ パイロット事業について

【井上座長】

初めに、1月13日に厚生労働省と国土交通省から出されましたパイロット事業を通達の概要について事務局からご説明をいただきまして、その通達の中で出てまいります対象集団の候

補提案までしていただきたいと思います。

その後、委員の皆様からご意見等をいただきたいと思いますので、そういう進め方でよろしいでしょうか。

それでは、事務局からお願いいたします。よろしく申し上げます。

〔事務局より資料4、5、6説明〕

【井上座長】

どうもありがとうございました。資料4、資料5並びに資料6でご説明いただきましたが、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見などをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

実施方法としましては、1つは、厚労省を経由して、もう一つは国交省を経由して、厚労省のほうが20件ですね。それから国交省のほうが27件ということで、全部で47件の集団を選定するというございます。

今、事務局からご提案がありましたのは、青森県の場合には、「特殊品」「農水産品」「軽工業品」の順で、拘束時間が長いので、そのあたりから選定してはどうかというご提案もありましたけれども、皆様からご意見、ご質問などを頂戴したいと思います。お手をお挙げくださいませ、よろしくをお願いいたします。

資料4、資料5、資料6で何かわからないところがありましたらご質問でも結構ですので、お願いしたいと思います。

（青森県トラック協会）会長の木村さん、何かご質問あれば、ご意見でも結構です。

【木村委員】（青森県トラック協会）

パイロット事業の助成みたいなものがあって、1社は確保しているのはいいとして、これもまた大した金額ではないと思うんですけども、これも2件があれば、各県に2件あれば、そのまましていただいたものもいいかなということだと思えますよね。結構これに対してはお願いしたところに結構負担が、多少かかるとは思いますが、結果的にはいいですよ。やりやすい2件ぐらいで、もう1件調整してもらったほうがいいのかなという感じがしています。

【井上座長】

今のご意見について何か事務局のほうでお答えがあれば。

【事務局】

先ほど予算の部分で説明を差し上げたところでございますけれども、原則としまして、パイロット事業で確保している予算が各県1集団という形になってございます。こういうことからいきますと、やはり事業として複数の事業でやるのが理想的なところでございますけれども、実際的には1年度に1つの事業ということになるのかなと考えております。

さらに、この後に今度は実際に発着荷主様をお願いをして、運送事業者をお願いして、ご了承をいただくという段取りになってございます。これもなかなか事務局としては難渋するのではないかと考えてございまして、そういったことも考え合わせながら、とりあえず平成28年度におきましては、1つの企業で実施できればなと考えているところでございます。

【井上座長】

経営者協会のほうから何かご質問、ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

【小笠原委員】（青森県経営者協会）

小笠原でございます。今、パイロット事業についてということで座長からマイクを振られたところでございます。

資料3の説明で、大変実態調査の結果、本県のトラック業界の抱える課題というのが浮き彫りになったような印象を受けております。それを具体的に改善に向けてこれを進めるためには、今、ご説明ありましたパイロット事業、これを厚労省、国交省の共同事業でございまして、47都道府県1事業ずつという予算要求基準となると推察しておりますので、今、木村会長さんに対するお答えがあったとおり、1事業のとおり進めていいのかなと思います。

資料の6で具体的な着眼点のご説明もありました。課題解決に向けては、事務局の説明にありましたとおり、着眼点で整理された内容は非常にいい内容でございます。プラスとして、改善意欲のあるグループのお話もございましたので、私どもとしては、事務局の説明のとおりの方で進めてもいいのかなと考えております。

実際、もしどのグループということにもなろうかとは思いますが、差し支えなければ、座長のご了承などをいただきながら、こういう方向性といいますか、グループというものも、もしございますれば、参考までに公表していただければなおありがたいなと思うところでござい

ます。

私の発言は以上でございます。

【井上座長】

どうもありがとうございました。何か事務局のほうで今のご意見に対して、ご回答でもあれば、実は候補としてこんなところを考えているとか、あればご提案いただきたいと思います。その前に、資料6では、輸送品目別で、特殊品は拘束時間が長くて、農水産品は運転時間が最も長いと出ておりますので、どちらかと言えば、発荷主というよりも着荷主のほうで長時間発生しているようでありまして、農協組合連合会の齋藤さんのほうから何かご意見、ご感想などありましたらお願いしたいと思います。突然で申し訳ありません。なかなか意見が出ないものですから。

【齋藤委員】（全国農業協同組合連合会青森県本部）

この中で、荷主側として、例えばいろいろなことがあるんですけども、どんなことが出てくるのかということと、我々全般ですけども、直接地元の運送会社さんに品物をどこに持って行ってくださいというような手配をするのはJAさんでありまして、我々は特別その手に荷物を持って配送を依頼するというわけではありませんので、その辺はちょっと難しいので。

以上です。

【井上座長】

どうもありがとうございました。

それでは、三上さんか對馬さんから実際の運転に携わっていらっしゃる代表として何かご質問、ご意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでいらっしゃいますでしょうか。特に資料の6の事務局としての提案について何かご意見ありましたらお願いしたいと思います。

【對馬委員】（全国交通運輸労働組合総連合青森県支部）

はい、お疲れさまです。交通労連の對馬です。

まずは、今出たもので農水産品については、やはり着が市場であったりとなるわけで、市場についての順番待ち、降ろすブースが決まっているわけですから、そこへの青森県内ではない全国から集まってくるやっぱり首都圏の市場についての待ち時間がやっぱり多くなってくると。

さらに、出荷部門では、共同集配センターみたいなところで大きいのがいて、農家さんが持ち込む部分で待たされたりと、どうしても畑の新鮮さを保つわけで、冷蔵庫関係であればいいんでしょうけれども、どうしてもとったばかりのやつだとか、保管場所から出荷センターまで持っている時間のロス等が考えられるのかなと思っておりました。

また、特殊品についての1荷主という特に特別の野菜につきましては、1荷主というよりも特別の積み合わせですから、先に着いてものもあれば、どこか1カ所のお客さんが待たされれば、全体的には足を引っ張ってしまうというのもあり、特殊品については、それなりの対応でいかなければならないのかなと思っておりましたし、また、16時間超の割合が非常に多いという部分の大型長距離については、1運行、行って帰って来る。帰りの部分もあるわけですから、行き、青森から立った、仙台なら仙台でもいいし、仙台で降ろした。帰りには何を積んでくるのか。その積み時間の間隔ですよ。そこも往復のセットで考えていかなければ、単品単品を見たところで、これといったメリットが私は出てこないのかなという危惧がされておりましたので、その辺も考慮の上、パイロット事業の選定に当たっていただければと思います。

以上です。

【井上座長】

はい、どうもありがとうございました。今までのご意見で大体方向性が出てきたのかなと思いますが、再度資料4、資料5、資料6で、資料4ではこの進め方の方向性が出されておりましたが、資料の6では、もっと具体的にこれから進めていくパイロット事業の着眼点について方向性が打ち出されておりますが、これにつきましては、協議会としては了承したということでもよろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。

それでは、方向性として、当協議会では事務局提案のとおりといたします。今後、事務局におきまして、対象集団を構成する発着荷主、トラック運送業者の選定に当たっていただきまして、対象集団の了解が得られた場合、速やかに事業社名とその他を、その概要を協議会の委員との間で情報共有をお願いしたいと思います。

何か、言い漏らしたことがあって、こういうことを言いたかったということがもしあれば、論点があれば、お願いしたいと思います。よろしいでしょうかね。

④ その他

【井上座長】

それでは、議事4のその他に入りますが、もし、事務局のほうから何かありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局 特になし)

議題が一通り終わりましたので、各委員の皆さん、全ての議題についてご意見がございましたら、挙手いただきまして、なければ終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

どうもご協力ありがとうございました。

では、私の司会はここで終了させていただきまして、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

どうもご協力ありがとうございました。

◎閉会挨拶

【奥野労働基準部長】

青森労働局の労働基準部長をしております奥野と申します。

本日は、労働局長の友藤が参るべきところですが、所用がございました関係で代理出席させていただきました。

さて、委員の皆様方には本日のご議論、大変お疲れさまでした。本日のご議論を踏まえまして、事務局におかれましては、パイロット事業の対象集団の選定作業に入っていただければと思っております。積極的にこのパイロット事業を実施されたいという運送事業者、発荷主、着荷主さんが出てくればありがたいと考えているところでございます。

さて、私のほうからは2点ほど情報提供させていただければと思っておりますが、本日、皆様に配付させていただいた資料の一番最後ですが、色の濃いもので、「運送事業者の皆様へ、人材の確保、育成、定着への取り組みを応援します！！」と題するパンフレットです。こちらは平成27年度版ですが、平成28年度もキャリアアップ助成金ほか、様々な助成金を用意しております。内容が拡充されるものもあると聞いておりますので、トラック協会さんにおかれましては、ぜひ積極的に宣伝のほうをお願いいたしまして、人材の確保、育成、定着のため、会員各社にご利用いただければと思っております。これらの助成金の詳細につきましては、各ハローワーク、あるいは青森労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせをお願いできればと思いま

すし、また、厚生労働省のホームページもご参考にしていただけたらと思っております。

続いて、2点目でございますけれども、本協議会設置の契機となった労働基準法の改正案、具体的には中小企業に適用されている月60時間超えの時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ猶予措置の見直しの関係のものでございますが、厚生労働省では、この労働基準法の改正に向けて鋭意作業を進めていると聞いておりますけれども、ご案内のとおり、ほかの法案の審議の影響で審議に入ることができず、今国会に持ち越しとなっており、いまだ成立には至っていないところでございます。成立時期につきましては、まだ見通しが立っておりませんが、この見直しの施行が平成31年4月となっておりますので、こちらの成立が少し遅れましても、本協議会の取組の重要性、必要性は変わらないと考えておりますので、引き続きよろしく願いできればと思います。

最後になりますが、次回からこの協議会も2年目に入りますけれども、引き続き委員の皆様方には、よろしくお願いしたいと思っております。

本日はまことにありがとうございました。

【葛西事務局長】

ありがとうございました。

本日は、熱心なご議論をいただき、まことにありがとうございました。

議事の全てが終了いたしましたので、これで本日の協議会は終了とさせていただきます。

なお、議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後に、公表させていただく予定としております。また、次回開催は6月頃を予定しておりますが、日程等につきましては追ってご連絡をさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。